

平成29年度高知県 現任介護職員等養成支援事業 (仕事と育児の両立支援事業分)のご案内

高知県では、県内の介護保険施設および介護サービス事業所、障害者福祉施設、児童福祉施設が、現に雇用する福祉・介護職員(以下現任介護職員)に育児休業を取得した後に両立支援制度を利用させた場合に、その代替職員として、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業を通じて、失業者等を事業所等に派遣することで、子育て支援による職場定着の促進を図るとともに、代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図るために、「現任介護職員等養成支援事業(両立支援分)」を実施しております。

今般、株式会社ツクイスタッフが当該事業の受託者として選定されましたのでお知らせいたします。

【代替職員を派遣できる期間】

申請日から平成30年3月31日迄の期間中該当職員1名につき最大6ヶ月間が上限となります。

1事業所あたりの代替職員の派遣時間については、現任介護職員等が両立支援制度を活用した時間数を上限とし、代替職員派遣の対象となる1人あたりの制度活用期間は6ヶ月を上限と致します。

【派遣の対象となる両立支援制度の種類】 ※共通:6歳までの利用

ア) 育児時間の制度

生後満1年に達しない子を育てる女性従業員より請求があった場合、通常の休憩時間以外に1日2回各30分育児時間を与える。

イ) 育児短時間勤務制度

3歳に満たない子を養育する従業員について希望すれば、勤務時間を短縮する。

ウ) 所定外労働の制限の制度

3歳に満たない子を養育する従業員から申出があった場合、所定外時間を免除する。

エ) 看護休暇制度

小学校就学前の子を養育する従業員から申出があった場合、子の看護休暇を取得させる。

オ) 時間外の制限の制度

小学校就学前の子を養育する従業員から申出があった場合、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせない。

カ) 深夜業の制限の制度

小学校就学前の子を養育する従業員から申出があった場合、深夜(午後10時から午前5時まで)に労働させない。

【代替職員の対象職種】

高知県内の介護保険施設及び介護サービス事業所、障害者福祉施設、児童福祉施設における人員基準で定められた職種(直接処遇職員)

【事業者が負担する費用】

対象時間数に係る派遣人件費の3/4を助成し、事業所は1/4相当の負担となります。

※両立支援事業に係る代替派遣職員に関しましては、直接処遇職員と同じ配置が可能です。

申請書の入手方法、ご提出方法及び事業の内容については、高知県HP若しくはツクイスタッフ高知へお問合せ下さい。
(下記ツクイスタッフHPIにて申請書のダウンロードが可能です) <高知県庁HP>組織で探す >地域福祉部 >地域福祉政策課

TEL.088-823-9631 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/>

お問い合わせ・
申請書類
送付先



株式会社ツクイスタッフ高知支店

高知市本町1-1-3朝日生命高知本町ビル5階

<https://www.tsukuistaff.net/service/commission/>

電話 : 088-826-826-2030

FAX : 088-826-826-2031

【受付時間】 平日9:00~18:00

平成29年度 現任介護職員等養成支援事業 事業内容(仕事と育児の両立支援事業分) について

事業の概要について

派遣労働者雇用は事業申請日～平成30年3月31日迄の内、
両立支援対象者1名に最大6ヶ月間迄派遣が可能です。

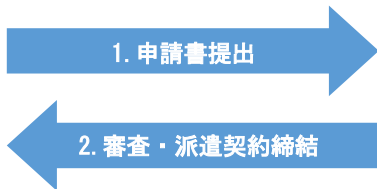


ツクイスタッフ

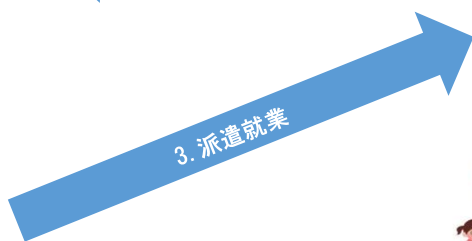


代替えスタッフ

代替派遣スタッフの派遣の時期は、現任介護職員等の両立支援制度の
活用期間中であれば実際の活用日以外も配置可能です。



事業所



両立支援制度利用

派遣時間の計算方法について

1 事業所あたりの代替職員の
派遣時間については、
現任介護職員等が両立支援事業を
活用した時間数を上限とします。

例)
育児時間 休憩時間30分×2回の場合
各30分×2回=1時間×20日=20時間/月
20時間×6ヶ月(最大)

時短勤務 午前、午後各1時間短縮
8:30～17:30→9:30～16:30(変更)
各2時間×20日=40時間/月×6ヶ月(最大)

深夜業の制限 午後16時～午前9時迄
実働16時間×4回=64時間/月×6ヶ月(最大)

申請書について

事業申請日～平成30年3月31日迄



事業申請書



勤務実績資料(産休前、後)
契約書・勤務実績表等



復職後の該当職員勤務実績



申込完了

【添付していただく資料について】

両立支援制度を利用されている職員の、産休前の勤務実績(産休前3ヶ月～6ヶ月程度)
該当職員の妊娠後に産休に入る迄に事業所が勤務配慮した事が確認できる書類。
該当職員復職後にその勤務実績(時間)を確認できる資料(毎月実績の提出が必要となります)
就業規則等にて両立支援制度が確認できる書類。

参考 厚生労働省-育児・介護休業等に関する規則の規定例- http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/02_001.pdf



高知県イメージキャラクター
くろしおくん

FAX:088-826-2031

下記項目を記載の上、
左記までお送りください。

説明に来て欲しい

資料郵送希望

事業所名

ご担当者名

電話番号



株式会社ツクイスタッフ高知支店

TEL: 088-826-826-2030

高知市本町1-1-3朝日生命高知本町ビル5階

【受付時間】 平日9:00～18:00 (土日祝日は除く)